

## 第1回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和3年7月20日（火）14:00～16:30

会場：オンライン会議

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 障害者総合支援計画（2018～2020）の実施状況等について
  - (2) 新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発について
3. そ の 他
  - (1) 障害者差別解消法の改正について
4. 閉 会

### 配布資料

- ・ 第1回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ・ 資料1 障害者総合支援計画（2018～2020）令和2年度達成状況報告書（案）
- ・ 資料2 「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について
- ・ 資料3-1 令和3年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「令和2年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ・ 資料3-2 令和3年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発」についての主な意見
- ・ 参考資料1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について
- ・ 参考資料2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について

### 出席者

- 委 員・・・相浦委員、赤尾委員、岡田委員、片山委員、黒澤委員、小山委員、酒井委員、佐藤委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、藤崎委員、松永委員、矢口委員、山田委員、横島委員、渡邊委員、渡部委員
- 事 務 局・・・障害政策課長、障害支援課参事兼課長、  
障害政策課課長補佐兼ノーマライゼーション推進係長、障害政策課施設整備係長  
障害者更生相談センター参事兼所長、障害者総合支援センター参事兼所長、  
障害支援課課長補佐兼自立支援給付係長、障害支援課地域生活支援係長、  
障害支援課審査指定係長、  
障害者更生相談センター所長補佐兼高次脳機能障害支援係長、  
障害者総合支援センター所長補佐兼就労支援係長

## 欠席者

委員・・・星委員

## 1 開会

(障害政策課長)

大変お待たせいたしました。本日は、皆様お忙しい中、障害者政策委員会に御出席いただきありがとうございます。ございます。

私は、福祉部障害政策課長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今期のさいたま市障害者政策委員会として、初めての委員会でございますので、後ほど委員長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、オンライン開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒御容赦くださいますようお願いいたします。

それでは会議開催に先立ちまして、福祉部長の永島より挨拶を申し上げます。

(福祉部長)

皆様、こんにちは。福祉部長の永島でございます。

さいたま市障害者政策委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、御多忙の中、さいたま市障害者政策委員会委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。また、本日、第1回の委員会に御出席くださいましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、今年度から新たにさいたま市障害者総合支援計画がスタートいたしました。策定にあたりましては、政策委員会の皆様から数々の貴重な御意見を頂戴し策定できましたこと、心より感謝申し上げます。

本日は、前期障害者支援計画の最終年となる令和2年度の実施状況について、皆さまから御意見をいただくこととなっております。また、障害のある方々にとって、コロナ禍における困りごとが生じている中、本市の取り組みや、今後の施策等について御意見を賜りたいと考えております。それぞれのお立場や御経験から、忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

本市といたしましても、皆様からの御意見を基に、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向け、障害者施策の更なる推進に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

(障害政策課長)

誠に恐縮ですが、福祉部長の永島は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

それでは、今回の委員の皆様の出席状況ですが、オンラインでの出席委員16名、書面での出席委員3名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数が御出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第1回さいたま市障害者政策委員会 次第

- ② さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ③ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ④ 資料1 障害者総合支援計画（2018～2020）令和2年度達成状況報告書（案）
- ⑤ 資料2 「新しい生活様式」における障害者への配慮に関する啓発について
- ⑥ 資料3-1 令和3年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「令和2年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ⑦ 資料3-2 令和3年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発」についての主な意見
- ⑧ 参考資料1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正について
- ⑨ 参考資料2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布について

以上、9点でございます。不足等ございませんでしょうか。

審議に先立ちまして、委員名簿の公表について、委員の皆様は御了承を得たいと考えております。本委員会はさいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表させていただきます。

資料にあります委員名簿を御覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でございますので、内容に誤りがないか御確認いただくとともに、この場で皆様の御了解を得たうえで公表したいと存じます。

委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 了承 ～

ありがとうございます。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方5名がこの会場にお越しでございます。なお、傍聴人につきましては、1つの会場での映像を見る形式で傍聴いただいております。傍聴を許可することによろしいでしょうか。

～ 了承 ～

ありがとうございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定させていただきますようお願いします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、御名前を仰っていただけますようお願いします。

それでは、ただ今より「第1回さいたま市障害者政策委員会」を開会させていただきます。

本日の第1回委員会の開催にあたり、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じますので、お

手元にございます委員名簿の順に事務局よりお声掛けいたしますので、お手数ではございますが、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。

訂正がございます。先ほど傍聴の方5名と申し上げましたが、傍聴者は3名になります。訂正させていただきます。

～委員自己紹介～

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～事務局紹介～

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、御発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりと御発言いただきますようお願いいたします。

次に、議題に入る前に、「さいたま市障害者政策委員会」につきましては、今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、今一度確認の意味も含めまして、簡単に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、「さいたま市の障害者施策の推進体制」という資料の1ページ目を御覧ください。

この委員会は、都道府県と政令指定都市で設置しなければならない附属機関でございます。お手元の資料の2ページ「参考：障害者基本法抜粋」という資料の下段になりますが、障害者基本法第36条第1項第2号に「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」、また、第3号に「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議する合議制の機関として規定されているものでございます。

同条第3項には、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、次のページの「さいたま市障害者政策委員会条例」を制定しております。

お手数ですが、資料の1ページ目にお戻りいただきまして、「さいたま市障害者施策の推進体制」を御覧ください。

「本委員会」、「誰もが共に暮らすための市民会議」、「さいたま市」の関係を図で示したものでございます。障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置されております市民会議からの意見を踏まえ、本委員会で市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行い、市に対して提言を行う役割を担っております。

また、当委員会の開催につきましては、本年度は年3回程度の開催を予定しており、今回委嘱をさせていただいた皆様方におかれましては、今後2年間にわたって、さいたま市の障害者福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、「さいたま市障害者政策委員会条例」第3条に「委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。」とございます。また、「さいたま市附属機関等に関する要綱」第4条「附属機関等の委員の選任等」第1項(5)には「再任する委員の通算の在任期間は、6年以内とすること。」とあります。さらには、同要綱第4条第2項において、「特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。」となっております。

次に、資料の3ページを御覧ください。さいたま市障害者政策委員会条例の第4条第1項では、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされております。

本日は第1回の委員会ということで、委員長が選出されておられませんので、どなたかに御推薦がございましたら、挙手をして御指名いただきたいと思っております。

はい、黒澤委員。お願いできますでしょうか。

(黒澤委員)

はい、黒澤です。福祉の關係に長い経験をお持ちの松永委員にお願いできればと思います。

(障害政策課長)

ただいま黒澤委員から委員長に松永委員を、という御発言がございましたが皆様いかがでしょうか。

～ 「異議なし」の声 ～

ありがとうございます。松永委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(松永委員)

はい、喜んでお引き受けをいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(障害政策課長)

ありがとうございます。それでは、本委員会の委員長は松永委員にお願いをすることといたしたいと思っております。

松永委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、松永委員委員長就任の御挨拶いただければと思います。

(松永委員長)

委員の皆様、只今委員長に指名されました松永でございます。さいたま市障害者政策委員会の会議を通じまして、これからのさいたま市の障害福祉について、皆様とよりよい未来を考えて行ければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(障害政策課長)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては松永委員長にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

(松永委員長)

それでは、これから私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

まず、委員長職務代理者の指定でございます。

「さいたま市障害者政策委員会条例」第4条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。

大変僭越ではございますが、この規定に基づき、私のほうから職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

さいたま市の障害者福祉施策の経緯と現状をよくご存じの遅塚委員を職務代理者をお願いしたいと存じます。遅塚委員よろしいでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚です。御指名でございましたので精一杯務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(松永委員長)

ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

## 2 議 題 (1) 障害者総合支援計画 (2018~2020) の実施状況等について

(松永委員長)

議題(1) 障害者総合支援計画(2018~2020)の実施状況等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題の方の説明に入りたいと思っております。議題の1点目、障害者総合支援計画(2018~2020)令和2年度実施状況の報告について、説明させていただきます。

本市ではノーマライゼーション条例第6条に基づき、毎年度、障害者総合支援計画に基づく施策の実施状況について、障害者政策委員会に報告することが義務付けられております。

現行計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっており、本日は、計画の3年目となります。令和2年度の実施状況等について、御報告させていただきます。

なお、本件につきましては、会議の進行を考慮し、6月に委員の皆様へ郵送等で御意見の提出をお願いさせていただきました。御多忙のところ、突然のお願いにもかかわらず、多くの貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様からの御意見のほか、6月25日に開催いたしました「市民会議」におきましても、御意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、資料3-1として主な意見をまとめさせ

ていただいております。後程御覧ください。

なお、本日お配りしております令和2年度達成状況につきましては、事前にお送りしましたものから、表記の統一等の修正を行っておりますので、御了承ください。

## ●達成状況の概要

それでは、達成状況の概要について説明いたします。資料1 達成状況報告書(案)を御覧ください。初めにお詫びがございます。先週の16日金曜日に急遽を資料の差し替えをお願いいたしました。該当するページは3ページと60ページになります。お手数をお掛けして、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、2ページを御覧ください。

「(2) 達成状況の評価基準」でございます。障害者総合支援計画の各事業に記載されている「成果指標」につきましては、年度ごとに目標を設定しておりまして、その実績について、評価をしております。数値や数量など、定量的な目標が設定されている事業の評価につきましては、表1に記載している基準に基づいて、達成状況を判断し、各事業について、AからDまでの評価を付けております。

なお、成果指標については、定量的な目標の設定を基本としていますが、定量的な目標の設定が馴染まない事業もございますので、取組内容から総合的に判断しております。

令和2年度の達成状況につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた事業が多くございました。当初見込んでいた目標を達成できなかった場合においても、実績値の算出が可能であった場合は、通常どおり達成率の算出を行い、AからD及び「-」の評価を行っております。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響を原因として「C」もしくは「D」評価となった目標指標は、個別評価欄にて『C「コロナ影響有」』、『D「コロナ影響有」』と記載しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値の測定ができない、かつ代替手法による測定もできない場合に限り、達成率の算出は行わず、「コロナにより測定不可」としております。

次に、資料の3ページ、「(3) 評価結果の概要」でございます。本計画につきましては、93事業ございまして、そのうち、重点事業は、25事業でございます。

これらの事業について、市役所内の各所管課に、実施状況について照会し、評価基準に基づいて、内部評価を実施いたしました。

その結果、令和2年度の実績といたしまして、93事業のうち、「目標を上回って達成」であるA評価が17事業、「目標をおおむね達成」であるB評価が44事業、「目標を未達成」であるC評価については19事業、「目標に対してほぼ未着手」であるD評価については2事業、「該当事業なし」が2事業、新型コロナウイルスの影響により「測定不可」が9事業という結果になっております。

これにより、令和2年度は「目標を上回って達成」であるA評価と、「目標をおおむね達成」であるB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、93事業中、61事業となり、割合では65.6%となりました。

また、重点事業については、25の重点事業のうち、令和2年度は「目標を上回って達成」であるA評価が6事業、「目標をおおむね達成」であるB評価が12事業、「目標を未達成」であるC評価は6事業、新型コロナウイルスの影響により「測定不可」が1事業という結果となっております。

その結果、「目標を上回って達成」であるA評価と、「目標をおおむね達成」であるB評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、25事業中、18事業となり、割合では72.0%となりました。

次に、4ページの上にある「図3 基本目標別の評価結果」では、4つの基本目標ごとの評価を示しております。こちらにつきましても、いずれの基本目標もおおむね新型コロナウイルスの影響を受けている

結果となっております。

続きまして、「(4) 各年度における評価結果」では、平成30年度から令和2年度の達成状況を掲載しております。令和2年度につきましては、過去2年の実績と比較し、目標を達成したA評価及びB評価が減少し、逆に目標未達成であるC評価、D評価が増加しております。

新型コロナウイルスの影響により事業が実施できなかったなどが主な理由となっており、コロナ禍においても他の手段による事業を工夫して実施するなど、目標を達成できるよう、努めてまいりたいと考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは、重点事業となる25事業について、平成30年度から令和2年度の達成状況を掲載しております。

こちらにつきましても、新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、コロナ禍における事業の実施及び目標の達成に努めてまいります。

6ページから9ページにかけては、93事業について、評価結果を一覧にして掲載しております。

そして、10ページ以降が、各事業の評価結果の詳細でございます。

資料の見方でございますが、10ページの、事業番号1「障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」を御覧ください。

こちらを例に御説明いたしますと、表の中程に、「令和2年度の取組内容」を、表の右側上に「総合評価」を、その下に「評価理由」を記載しております。さらに、「さいたま市障害者政策委員会委員の意見」という欄を設け、事前に委員の皆様からいただいた御意見を、掲載させていただいております。

なお、委員の皆様から、特に御意見をいただいていない事業につきましては、この欄を設けてございません。

## ●障害者総合支援計画の進捗状況

進捗状況について、93事業のうち、事前に委員の皆様からいただいた御意見を中心に、6月25日に開催いたしました、市民会議でいただいた御意見とあわせて、主なものを説明させていただきます。

まず、10ページの「事業番号1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」ですが、条例の周知啓発方法について、令和2年度は医療機関や飲食店等にも周知啓発を実施いたしました。冊子を配布するなどの紙媒体による周知啓発に併せて、各種啓発イベント等を開催する際に、ホームページやSNS等を通じた普及啓発に努めたところです。

また、令和2年度は医療機関や飲食店等にも周知啓発を実施いたしました。特に企業の方にも普及できるよう、何らかの工夫をし、周知啓発して欲しいとの御意見もいただいておりますので、引き続き、企業への周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11ページ「事業番号2 誰もが共に暮らすための市民会議の実施」についてですが、市民会議での意見がどのように市の施策に反映されたかをわかるようにした方が良かったといった御意見をいただいております。

今後も、資料3-1及び3-2にありますように、市民会議でいただいた主な御意見をまとめたものを本委員会にお示し、委員の皆様にご審議いただきながら、さいたま市の施策に反映させていきたいと考えております。

続きまして、14ページ「事業番号8 市職員の障害者への理解促進」及び15ページ「事業番号10 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施」につきましても、関連がございますので、一括して御説明いたします。

こちらにつきましては、いずれも、市職員の研修について、御意見をいただいております。主な御意見といたしましては、より実践的な研修や周知啓発を実施し、日々の業務に活かせるようにするべきとの御意見であろうかと思っております。同様の御意見を市民会議からもいただいております。今後、窓口業務などの業務に活かせるよう研修方法や周知啓発方法について検討してまいりたいと思っております。

続きまして、30ページ「事業番号36 グループホームの整備」につきまして、他の政令市と比べてグループホームの数が少ない、年金と工賃だけでは生活できない、重度障害者を支える人的体制の強化など課題が多いといった御意見をいただいております。市民会議においても同様の御意見をいただいております。

こちらにつきましては、引き続き国庫補助金を活用し、特に医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、35ページ「事業番号48 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援」につきまして、令和2年度につきましては、オンラインで開催するなど、コロナ禍にあっても、工夫して開催いたしました。取り組み内容につきまして修正がございます。4行目の7人というところが8人で行ったので、こちらの確定する際には修正をさせていただきたいと思っております。参加者が少数であり、「障害福祉の仕事の魅力を伝えたり、職員の処遇改善に関する取組が必要ではないか」や「周知方法を工夫するべきではないか」、それから「現場の声や他の自治体の取り組みを取り入れながら実施した方が良い」こういったものにつきましては市民会議でも同様に御意見を頂戴しております。

こちらにつきましては、今後も民間事業者等と協力し、障害福祉の仕事の魅力を伝えるイベントを開催してまいりたいと考えております。

次に、42ページ「事業番号59 視覚障害者への情報提供の充実」についてですが、令和2年度の取組内容について御意見をいただき、当初3行目に「盲人用録音物」としておりましたが、「視覚障害者用録音物」に修正してございます。

次に、43ページ「事業番号62 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実」についてですが、就職者数と合わせて、就職後の定着状況がどうなっているのか、また、企業における合理的配慮の提供がどのようになっているのかが大切であるとの御意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、様々な障害種別にあわせた支援をしてほしい。特に視覚障害者については、相談体制を整えてほしいとの御意見をいただいております。

こちらにつきましては、引き続き、相談体制を充実し、就職からその先の定着支援までを見据え、ジョブコーチを派遣し職場環境の調整を行うなど、きめこまやかな就労定着支援を実施してまいります。

次に、53ページの「事業番号84 防災知識等の普及・啓発」から、58ページの「事業番号92 緊急時安心キット配付事業」までが、基本目標の「4 障害者の危機対策」のうち、防災対策に関する事業でございます。

東日本大震災における教訓や2019年台風19号の対応、新型コロナウイルスの対応を障害者の視点から検証・評価を行い、具体策を講じてほしいとの御意見をいただいております。

また、55ページの「事業番号87 緊急時における確実な情報の発信・受信」に関連いたしまして、避難所において、家族ごとに区切られるようになった影響により、聴覚に障害のある人への音声による情報が届かないといった御意見をいただいております。

本市といたしましても、防災対策につきましては、重要な課題ととらえ、現計画に掲げた事業を着実に実施するとともに、次期計画におきましても、引き続き重点施策として位置づけ、皆様が安全・安心に暮らせるよう防災体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、全体を通じた御意見といたしまして、「新型コロナウイルスの影響により測定不可」と「同様の理由によるD評価」の違いが分かりづらいとの御意見を頂戴しております。

こちらの評価につきましては、そもそも新型コロナウイルスの影響により事業を実施することができなかった場合が多くあるため、「D」評価とした方がわかりやすいとの御指摘をいただいております。今年度につきましては、評価指標をアンケートの結果としている場合は「測定不可」とした基準も設けて評価しております。

おそらくは、令和3年度の実績も新型コロナウイルスの影響を受ける事業が多数あるものと思われます。来年度の評価の際には、市民の皆様によりわかりやすい評価基準を検討して参りたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

また、60ページ、中ほどの「(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築」につきましても、事前に御意見を頂戴しておりますので、「政策委員の意見」として記載させていただきます。

令和2年度の実績報告をもって、前期計画が完了となります。委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、本市の障害者施策の推進に努めてまいります。また、今年度からは、新たな計画がスタートいたしました。皆様には、新たな計画の実施にあたり、改めて御意見をいただき、計画を実行してまいります。なお、令和3年度も新型コロナウイルスの影響により、本市の事業も例外なく様々な影響を受けておりますが、コロナ禍の状況に対応した障害者施策を推進し、目標を達成できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が、令和2年度の障害者総合支援計画の実施状況等についての説明となります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

では、ただいまの事務局の説明に関しまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いいたします。

遅塚委員をお願いいたします。

(遅塚委員)

前回の時も同じことをお聞きした記憶があるのですが、達成状況の報告についてはどういう形で市民に公開されるのか、多分この会議の資料という形で公開がされる情報だと思っておりますけれども、公開はその方法だけなのか。

(事務局)

こちらの達成状況についての公開の方法という内容でよろしかったでしょうか。

こちらは公開する会議となりますので議事録等も含めて公開はして参りますが、その中で御意見をいただいた実施状況の確定版も含めてホームページ等に掲載していくという事になると思います。よろしく申し上げます。

(松永委員長)

ありがとうございました。遅塚委員よろしいでしょうか。

(遅塚委員)

今日の会議資料とは別に、修正されたものはまた別にホームページに載るという御回答だと聞きました。了解です。

(松永委員長)

ありがとうございます。事務局でなにか追加でございますか。

(事務局)

修正したものを載せたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(松永委員長)

では、他に御質問、御意見ございましたらお願いたします。

よろしいでしょうか。では進めさせていただきます。

事務局からも説明がありましたが、この達成状況報告書について、いただいた御意見については、意見の趣旨を失わないよう留意して、事務局のほうで文言整理等を行っていただくとよいのではないかと思います。

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題(2) 新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発について、事務局から説明をお願いたします。

## 2 議 題 (1) 障害者総合支援計画 (2018~2020) の実施状況等について

(事務局)

資料2を御覧ください。

新しい生活様式における障害者への配慮に関する啓発について御説明いたします。

1. 「概要」といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策として実施している「新しい生活様式」において、障害特性により新たな困りごとを抱えている方もいらっしゃいます。そのような困りごとや必要な支援、配慮等について啓発を行っていくものでございます。

2. 「これまでの取り組み」といたしまして、令和3年3月の本委員会及び令和3年1月の権利擁護委員会において、意見交換を実施。また、令和2年11月及び令和3年3月の市民会議において、障害のある方からの事例の提供及び意見交換会を行いました。なお、こちらの資料に記載はございませんが、今年度実施した市民会議におきましても、引き続き事例の収集及び周知方法についての意見交換を実施しております。こちらにつきましては、資料3-2に記載してございますので後程御覧ください。また、今年度の権利擁護委員会において、新しい生活様式における困りごとの事例集の作成について御協議いただいております。

3. 「啓発について」といたしましては、令和3年3月に実施した本政策委員会においてお示したス

スケジュールでは、啓発を今年の8月頃から実施することとしておりましたが、「時期が遅いのではないか」「市ホームページに限らず、TwitterなどのSNSも活用したほうが良い」などの御意見をいただいておりますので、主に市民会議でいただいた事例を基に、6月18日に市ホームページに掲載をしております。6月21日には作成したチラシを、区役所の窓口での対応で活用できるよう10区役所に配布いたしました。6月24日には、Twitterの市公式アカウントへ掲載いたしました。日付戻りますが、6月18日にはさいたま市職員向け庁内電子掲示板を利用した周知を実施いたしました。その他、市報さいたま8月号に掲載も予定しております。今後も市ホームページを更新していくと共に、市ホームページへの誘導も兼ねて、Twitterへの掲載も定期的に行っていく予定でございます。

なお、前回の本委員会において、「ワクチン接種において、障害のある方たちにわかりやすい情報提供と、合理的配慮についてどのような検討がなされているのか。」といった御意見をいただいておりますので、この場を借りて御報告させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の準備にあたっては、障害のある方が接種についての情報を入手できるよう、ワクチン担当課と協力し、準備を進めました。

ワクチン担当部門より、障害者団体や、各区支援課などの相談を受け付ける部署に事前に情報提供を行いました。

視覚障害のある方への配慮としまして、ワクチンに関する通知とわかるよう、送付した封筒に切り込みと音声コードを入れております。また、市ホームページに読み上げ対応のワードファイルを用意いたしました。

聴覚障害のある方への配慮としまして、接種の概要を簡易な表現でまとめたお知らせを同封いたしました。また、特に高齢の聴覚障害者など、ウェブ予約が難しい聴覚障害者に限り、FAXでの予約受付ができるよう、柔軟に対応しております。

その他、さいたま市聴覚障害者協会の協力をいただき、「手話による説明動画」を作成し、ホームページで公開しております。

市ホームページにつきましてはルビを振ったお知らせを用意しております。

本日書面参加の山田委員より事前に御意見をいただいておりますので、概要をご紹介します。

「IT化が加速する中、障害のある方々が置き去りにされているのではないか。例として店舗等におけるレジの無人化」について御意見をいただいております。また、「新しい生活様式の中で、障害のある方が困窮している場面や箇所の調査が必要」といった御意見もいただいております。

続いて、4.「今後のスケジュール」になります。

ただいま説明いたしました啓発方法以外にも、本委員会をはじめ、他の附属機関や市民会議等で御意見をいただきながら、啓発を実施してまいります。また、先程も申し上げましたが、権利擁護委員会でも御協議いただきながら、事例集の作成や情報の更新を行ってまいります。

説明は以上となります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、皆様から何か御質問ございますか。

ございましたら挙手とお声がけお願いいたします。

(藤崎委員)

視覚障害者福祉協会の藤崎です。よろしいですか。今コロナワクチンの情報提供についてお話いただき、今回視覚障害者のために切り込み入りの音声データ付きの封筒でお送りいただいたという事だったのですが、これはなかなかまわりに話を聞きますと、視覚障害者の多分1級とか2級に対してのことかなと思うんですが、2級であつてもその切り込み入りものが届かなかつたとか、あるいは音声コードが読み込めなかつたとかという話を聞いております。

障害者協議会から質問をしていただいたときに 電話での対応もしてくださるというお話だったんですけども、なかなか役所内での統一がされてなかつたのか、電話での対応が不十分で、思うように接種の予約ができなかつたというような話を聞いております。

話ちょっと戻ってしまうんですけども、障害者等に関する情報提供のあり方についても、さいたま市のホームページに限らないんですけども、視覚障害者にとっては、なかなかアクセスしにくい状況です。あまりにホームページに情報が沢山ありますので、もう少し簡略化というか、視覚障害者の情報であればここをクリックすれば視覚障害者全体のものがわかるとか、そういった分かりやすい情報提供に今後努めていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

(松永委員長)

はい。ありがとうございました。大変貴重な御意見でございました。事務局いかがでございますか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。市役所内の情報共有であるとか、特にコロナにつきましては情報量が多い中で、見づらいページになっていることは我々も認識しております。今後、課題としてお伺いさせていただきながら、よりよいものを作っていければと思います。

(松永委員長)

育成会の黒澤さんどうぞ。

(黒澤委員)

さいたま市手をつなぐ育成会の黒澤です。よろしくお願ひします。ワクチンのことについてですが、厚生労働省から知的障害と精神障害を先行予約させていただけることがありまして、さいたま市でも実施していただきました。いつもありがとうございます。

ですが、その先行予約をクーポンが来ていない知的障害の若者たちがクーポンをいただくためには、ネットだけが頼りになってしまひまして、家族にネットができない方とか、例えば、日中仕事をしている40代の方であれば、70代の父母が代わりに予約をしようとしても、どうしてもネットからは疎遠になつ

てしまいまして、先行予約、クーポンが手に入らないという場合、どうやって貰ったらいいんだということで、7月の当初、かなりの御意見をいただきました。

その後、図書館と公民館等で相談をしていただけることにはなったのですが、そこには高齢者の方が沢山いて、とても知的障害の家族がそこには入り込むだけの余裕がないという現状がございます。せっかく先行予約のいい対応、配慮をしていただいたのですが、ネットに壁があると言いますか、年齢的にも壁があって、若い方も御家族でネットができないという方もいらっしゃるんですね。電話相談という事も挙がってて、コールセンターのみならず別のところで相談窓口を開いていただいてもよろしかったのかな。もしくは、ちょっと乱暴な言い方になりますが、療育手帳、精神手帳お持ちの方は無条件で先行配付をしていただいてもよかったですのではないかなと。

実例として今回は御家族からの意見が多いというか、困りごとが沢山あったので、岩槻のコミュニティセンターの部屋をお借りして、予約ができなかったら来ていただいて、お助け会をやりました。それで10名程度の方に先行のクーポンを配送することができました。ですので、ちょっとした配慮をいただければ、皆さん最初のところをつまづかなかったのかなと、ちょっと残念に思っています。そういう意味もあって、困り事の中にネットの話がしょっちゅう出るんですけど、広く考えると知的障害、発達障害の方たちはネットが出来ない方はたくさんいますので、もう一回取り組みを見直していただけたらと思います。

あと生活についてなんですけど、これは今の話とは真逆で、若いお母さんたちはLINEを使ってらっしゃるんですね。LINEのさいたま市とお友達登録すると、さいたま市の情報がダイレクトに来て、今回のコロナの事も、先行予約の事もLINEで知る若者がたくさんいたんですよ。ですので、その他の事についての情報量が多いとは思いますが、LINEの方も取り組みとして一つ入れていただけると、若者の対応、高齢者の対応が違ってきて、本当に申し訳ないんですけど、現実が極端なところで対応しなきゃいけないというのを私達肌で感じておりますので、御検討いただけたら助かると思います。

(松永委員長)

黒澤さんありがとうございます。現状に関するとても重要な御意見でございました。  
事務局いかがでございますか。

(事務局)

まず、ワクチン対応の部署につきましては、大変多忙を極めておまして、本日欠席させていただいております。貴重な御意見様々いただいておりますので、より良くしていくようにということを伝えてまいりたいと思います。

また、2点目のLINEを活用であるとか、IT部門のことにはなるかなと思うんですけども、本市といたしましてもデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを担当する部署が中心となって推進を進めておりますので、我々としても障害のある方の特性であるとか情報提供、情報保障といったところをそういった部署に伝えていって、有効なものにしていけるようにということでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございます。IT化が進んでやはり情報弱者と呼ばれる方々が出ておりますので、その方々に対する行政の配慮というのが求められているということですね。

では、横島委員。

(横島委員)

ワクチンについてです。先ほど他の団体の方からお話がありましたが、やはり聴覚障害者も情報を得るのが非常に難しいので、私たちと、手話に関わる団体が一緒に、先ほどお話があった様にわかりやすい動画というものを作成して、さいたま市のYouTube、ホームページにも掲載させていただきました。

ただ、全員が同じ情報が得られるというのがいいと思うんですよね。聞こえないから特別何かを作るという事ではなく、誰もが同じ情報が得られるというのが当たり前の社会になって欲しいと思います。聞こえないから手話が必要であるということから、私達がやむなく動画を作成していくということではなく、最初からそれが当たり前であるそういう社会になって欲しいと思います。当事者が頑張って声を上げるというのではなく、そういう状況が、平等、等しいとは言えるのではないかという風に思います。聴覚障害だけでなく、視覚障害の方、精神障害の方、どんな方も同じだと思います。誰でも同じ土俵に立って情報が得られる、なにか努力しなければ得られない、そういうのではない方法をお願いしたいと思います。

それともう1点、ワクチンのことだけではなく、今後なにか新たな病気が発生して、予防接種が必要であるという事態が起きるかもしれません。今回の失敗を繰り返さないために、改めて考えてほしいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございます。

では、酒井委員御意見どうぞ。

(酒井委員)

ワクチン接種の件で、知的障害の重度の方、それから行動障害の激しい方が通所の事業所にたくさんいらっしゃるわけですが、その方々が地域の集団接種会場に行ったり、地域の医療機関でワクチンの接種をしたりということは、とても大変でして、通所の事業所でも施設内の集団接種をなんとか認めていただきたいなと思って、何度かお願いをしていたんですが、なかなか市の方からOKというふうに言ってもらえないというようなことがあり、もう待てないといった感じで、先ほどの黒澤さんのお話じゃないですが、今親御さんたちが一生懸命予約を取って、そして高齢の親御さんがタクシーを拾って会場へ連れて行くっていう努力を今一生懸命なさっている。つい先日、市の方から通所事業所での集団接種の必要性についての調査がきまして、今頃なんぞというのが率直な印象でして、もう少し早くそういう調査をして、そして、通所の事業所でも囑託の先生にお願いして集団接種をしていただけるようにしていただきたいなというのが率直なところなんです。今からでもまだ打てないで困っている方いらっしゃるの、早急に判断をしていただけると、とても助かる人たちが沢山いらっしゃるのではないかと思います。

もう一点、このコロナ禍になってから非常に感じる事なんですが、不要不急の外出はなるべくしないようにということもあって、いろんなことが家庭の中に持ち込まれ、親御さんへの負担が非常に大きくなっているなというふうに感じております。

その一方でですね、ショートステイの部分が、もともと非常に足りないのですけれども、そこに加えて緊急事態宣言ですとか、蔓延防止が入ると、ショートステイは受け入れ中止とか最小限というふうに、さらに御利用が狭まってしまっていて、親御さんにかかる負担を解消する術というか、非常に困難が一層増しているなという印象があります。

相談の場面では、このコロナ禍になって、家庭内で虐待が増えている、それに近い状態が増えているふ

うな話も聞いておりました、このコロナ禍だからこそ、そういった点での市の対応、あらかじめ想定しておくべき施策があるよなというふうに感じておりますので、一言添えておきます。

(松永委員長)

ありがとうございます。

今の酒井委員の御意見に対して、事務局の方から御回答とかはございますか。

(事務局)

引き続きワクチン接種についてのことが多かったと思います。先ほども申し上げました通り、担当部署の方が出席していないので明確な答え等はできないんですけれども、困りごととして挙がっているものにつきましては、情報提供していきたいと思っております。

また、横島委員の、同じ情報が得られるというのがまさにノーマライゼーションの理念にそのままであると思っておりますので、我々としても努力してまいりたいという風に考えております。

また、施設の集団接種であるとか、そういったものについても御意見として伺っているということは聞いていたのですが、なかなかの対応ができていないところでございます。次回に活かしていけるよう、意見をまとめていければなと思っております。

では、ショートステイの件のお話がありましたので、障害支援課に代わりたいと思っております。

(事務局)

短期入所につきましては、コロナ禍でも運営の方は引き続き行っていたところではございますが、今までのつながりがある障害もある方については、引き続き受け入れの方がされているなど思うんですけれども、全くの新規となると事業者さんの方でもなかなか受け入れが難しいなというような話は聞いております。私どもでPCR検査の補助、また、検査キットの配布とかを無料で行っておりますので、新規入所者につきましてはそういったものを活用して頂いて、新規で受け入れの方も断ることなく御利用して頂けるように努めておるところでございます。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。では他に御意見はございますでしょうか。

高濱委員お願いいたします。

(高濱委員)

黒澤さんをはじめ意見があって、僕は数年DXについて孤軍奮闘言い続けてきたんですけれども、DXという言葉が出てきて、ようやく市も動き始めてくれるのかなと。つまり、スマホは最低1人1台行き渡り始めたので、LINEとかYahooもDXについて色々やってくれるところもあります。今後、今みたいな意見が起きた意見だと思うので、単純にDXというよりも、どう意見を集めて、こういったDXとか、こういった画面だったら最大公約数見れる人が多くて、見れない人はこういうものというのを徹底して、さいたま市が全国をリードする形で、障害の人の為のDXを進める、情報弱者のためには、こういう枠組みを設定して、部門としてやっていくといったことがいいんじゃないのかと。災害、水害とかも全部それで拾えるようになると思うので。ありものの企業の間を使ったっていいと思うんですが、ZOOMとかLINEとかそれをどうやっていくか、足りないのはオペレーションなんですね。はっきりした意思と計画をもって、これだ

って設計できる人がいないというのが、場当たりの的になっていると思うので、これは障害者総合支援計画の次で良いんですけど、また来たるべきパンデミックに備えていくべきと思いました。あとは、最低でも緊急でオンラインの相談窓口で、何か困ったら振り分けてくれるとか、こういう相談の人がいますよとか、こういう地域の方がいらっしゃいますが話してみてもどうでしょうかとか、最初がどれやっていいかわからなくなってしまうのが結構大きいのかなと思います。

(松永委員長)

ありがとうございます。委員長の私からもちょっと一言情報提供でございますが、LINE につきましては、皆様お耳にしてるかもしれませんが、個人情報の取り扱いに関して厚生労働省はLINE の使用を一旦中止いたしました。ですので、厚生労働省がLINE を使わなくなったという事で、それに準じている行政もあるという話でございます。民間の方々が、行政の重要な資料をLINE でやっているというわけではございませんので、民間の方々は継続してLINE をお使いになっていると思いますが、春先ですね、個人情報の保持に関する問題がでまして、それでLINE の使用を一旦中止したというのがあったと思います。

(高濱委員)

今世の中が滞る1つに、個人情報が過ぎたところがあると思っていて、それって国家機密とか漏れちゃいけないものと、例えば障害の人が我が家庭のことが多少知られようが、困った家庭にとっても早くやってくれるっていう側面を考えるとLINE とかでも良いと思ったんですけども。

(松永委員長)

そうなんです。行政が使わないような方向に一旦向いたんですが、民間とか一般の方々は使っていて良いと私も思います。他の代替のアプリも今出てきていますね。文科省の方はスラックとか他にもあったと思いますけど、他のものも出始めています。

他に御意見ございますでしょうか。はい。渡部さんどうぞ。

(渡部委員)

高次脳機能障害の渡部ですけども、第2号被保険者の特定疾病の人数の把握というのが、今回高齢介護課から出していただいたのでお伝えしたいと思います。脳血管疾患の高次脳機能障害の人数はさいたま市の中で3月末現在ですけれども720名いらっしゃるというのを高齢介護課から情報としていただいたのでちょっと御報告したいと思います。

これは40歳以上の脳梗塞とか脳疾患などの脳血管疾患がある人は、その人達も非常に困っている部分が多くですね、今まで介護を優先という形になってますけれども、障害者総合支援法により、今はいろんなことで参加できるはずなので、もうちょっと僕らも声を上げて行政の方にも分かっていたら、高齢介護課に次回出席してもらえるように努力したいと思います。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。渡部さんのおっしゃるとおりですね。脳血管障害で麻痺になってしまって身体上の障害っていうのは分かりやすいんですが、高次脳機能障害の理解というのがまだまだ進んでいないということだと思います。

続きまして、その他(1-1)障害者差別解消法の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

## その他 (1-1) 障害者差別解消法の改正について

(事務局)

障害者差別解消法の改正について説明いたします。資料の方御覧いただけますでしょうか。参考資料1として添付しているものになります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改正について御報告いたします。

障害者差別解消法は、6月4日付けで改正、公布されました。施行日については、3年以内とされており、今後政令で定められることとなります。

本市のノーマライゼーション条例に関わる大きな改正点といたしましては、これまで、事業者の合理的配慮の提供については、雇用分野を除き、努力義務であったところ、義務化されたことでございます。

これに伴い、本市のノーマライゼーション条例においても、関連条項について改正の必要性を検討することとなります。

なお、改正法の施行日が未定であることから、条例改正を行うにしても時期はまだ決まっておりません。今後の動きにつきましては、本委員会においても報告してまいりますので、よろしく願いいたします。

その他の改正の概要につきましては、資料を添付してございますので、後程御確認いただきますようお願いいたします。

障害者差別解消法の改正に関する報告は以上となります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の解消法の一部改正の概要に関しまして、何か御意見ございましたらお声がけと挙手をお願いいたします。

はい。藤崎委員お願いいたします。

(藤崎委員)

今、施行日がまだ未定という説明だったと思うんですけども、これは流れが分かっていないので言えますけれども、とても大切な条例だと思うので、国の施行を待たなくては、さいたま市独自で施行を進めて行くことはできないものなのではないでしょうか。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。御回答をお願いいたします。

(事務局)

権利擁護委員会の方でも、実はこのような御意見を頂戴しておりまして、条例改正と申しますと市としても大きな変化というか取り組みになりますので、色々慎重に今調査・研究をしているところでございます。今、具体的な御説明ができないのですが、追って御報告をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(松永委員長)

分かりました。ありがとうございます。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。はい。黒澤委員お願いいたします。

(黒澤委員)

ありがとうございます。手をつなぐ育成会の黒澤です。この後、合理的配慮の提供が義務化になることは、障害のある人たちの特性と言いますか、皆さんいろんな特性をお持ちだと思うんですね。それに関して配慮しなくてはいけないということになったら、特性を知らなくてはいけないと思うんです。皆さんそれぞれお持ちの情報を発信できる様な障害特性を勉強するような場面を、市として提供していくということは考えられないでしょうか。いかがでしょうか。

(松永委員長)

お願いいたします。

(事務局)

特性を知らなければ合理的配慮をしていくことが難しいということで、周知であるとかというところに繋がるかと思えます。途中ちょっと音声途切れてしまったんですが、事業に対する具体的などといった内容でいらっしゃったのか、もう一度お願いできますでしょうか。

(黒澤委員)

障害特性を勉強する、体験するそういった事業を立てていくということではできないでしょうか。今あるもどとなかなか皆さん広く伝わらないところがあるので、障害当事者、関係者でその障害特性を知らせていくような研修会なり、事業所に提供するような資料を作るなり、そういったことを取り組むことはできないのでしょうか。

(事務局)

はい。ありがとうございました。事業所等に対する周知、啓発につきましては皆さんからも多く御意見を頂いております。また今回のこちらの法改正に伴って、義務化されるいうところではですね、周知が特にまた必要になってくるということは認識しております。今までの紙による啓発だとか SNS であるとか、そういったところも継続してはいくのですが、事業所に対する周知の方法を我々としても色々な取り組みをやっていかなければならないということで認識をしておりますので、現在、色々検討しているところです。皆様から、アイデアをいただきながらやれば良いなと思っております。以上になります。

(松永委員長)

ありがとうございます。庄司委員お願いします。

(庄司委員)

私ども、県のサポートセンターでは各企業さんの支援をしているんですけども、出前勉強会というのを都度都度やっております。私どもの PSW (精神保健福祉士)、それから企業就労に詳しい企業支援アド

バイザーが、だいたい二人ペアになって、かなり小規模でも出前で勉強会を行っております。企業さんから御希望があれば、いつでも飛んで行ってやらせていただいております。今年も年間何回か、それから特に最近 ZOOM とか TEAMS 活用するケースも多く、今月の 28 日には、上尾にある大手メーカーで、500 人のマネージャークラス以上の方、役員に対してリモートで勉強会を行います。それから主要なハローワークには、PSW の精神障害者雇用トータルサポーターがいらっしゃいます。この方々もお願いすれば、精神・発達についての勉強会はやってくれると思います。市からそういうところを利用するというのも 1 つの手ではないかなというふうに思います。以上です。

(松永委員長)

ありがとうございます。良い情報提供でございましたね。

では、障害者差別解消法の改正について、皆様から御意見頂戴いたしました。

横島委員をお願いします。

(横島委員)

よろしいでしょうか。聴覚障害者協会の横島ですが。

その他になるんですけれども、今日私お話したいことがございます。この政策委員会についてなんですが、開催の日程や時間についてお伺いしたいんですけれどもよろしいでしょうか。私共、聴覚障害者協会の当事者は日中仕事を持っているものが多いので、今回コロナ禍でということで昼間の開催はやむなしと思うんですが、コロナの収束になった際には、是非昼と夜の開催を交互にするなどの案があるかどうかというのをお聞きしたいです。

(松永委員長)

では事務局。

(事務局)

はい。開催方法につきましても、委員の皆さまからの御意見をいただきながら決めてまいりたいと思いますので、貴重な御意見として伺っておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(松永委員長)

事務局の音声聞き取りづらかったんですが、申し訳ございません。もう一度お願いできますか。

(事務局)

はい。失礼しました。

開催方法につきまして御意見頂いておりますので、そういった御意見をいただきながらですね、開催の方法や日程等について、今はコロナの関係で不具合ございましたがオンラインでやらせて頂いておりますが、今後色々と検討してまいりたいと思っておりますので御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

(松永委員)

はい。庄司委員から御意見があるそうです。庄司委員をお願いします。

(庄司委員)

今の横島委員のお話でちょっと思い出したんですが、私以前、東京都の保健福祉局の政策委員会に出ていました。それは夜6時から毎回やってました。年に2回ですけどね。そういう配慮があったんだと思います。以上です。

(松永委員長)

はい。ありがとうございます。

ではそれも御意見を参考にさせていただいて、よろしく願いいたします。

(松永委員長)

それでは、事務局より報告事項があるようですので、お願いいたします。

(事務局)

今回の開催ですが、コロナという事も影響ありまして、日中の開催を考えておりまして、来年1月17日月曜日の開催を予定しております。

会場や議題については詳細が決まりましたら改めて御連絡させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

今回は1月17日を予定していらっしゃるという事でございます。皆様方御参加をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第1回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。皆様から貴重な現状のコロナやワクチンに関する御意見も頂戴しまして、良い情報だったかと思えます。委員の皆様におかれましては、今回の会の進行に御協力いただき、ありがとうございました。また1月にどうぞよろしくお願いいたします。

ではこれで閉会といたします。